

自動車整備分野育成就労協議会規約

(名称)

第1条 本協議会の名称は、自動車整備分野育成就労協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目的)

第2条 協議会は、その構成員が相互に連絡を図ることにより、育成就労の適正な実施及び育生就労外国人の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るとともに、自動車整備分野の実情を踏まえた育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に資する取組について協議を行い、必要な措置を講じることを目的とする。

(活動内容)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 一 育成就労外国人の受入に係る制度の趣旨や優良事例の周知
- 二 育成就労外国人の受入に係る人権上の問題等への対応策の検討
- 三 育成就労実施者又は監理支援機関（以下「育成就労実施者等」という。）に対する法令遵守の啓発
- 四 育成就労実施者の倒産時等における育成就労外国人に対する転職支援（育成就労実施者等が支援義務を果たせない場合における情報提供等の必要な検討）
- 五 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析
- 六 地域別の人手不足の状況の把握・分析
- 七 上記六を踏まえた大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整（看過しがたい偏在が生じた場合の協議会による大都市圏での受入れの自粛要請や育成就労実施者による他の育成就労実施者に雇用されている育成就労外国人の引抜き等の自粛要請等を含む。）
- 八 育成就労実施者等が構成員であることの証明
- 九 転籍制限に係る待遇向上策の設定・周知
- 十 育成就労外国人に係る「育成・キャリア形成プログラム」の策定・更新
- 十一 行動規範の策定・更新
- 十二 その他、前条の目的を達成するために必要な情報・課題の共有、協議等

(構成員)

第4条 協議会は、別紙1に掲げる構成員をもって組織する。

- 2 協議会は、前項に規定する者のほか、前条の活動を行うため必要と認める者を構成員として加えることができる。

(運営委員会)

第5条 協議会の円滑な運用を図るため、協議会に運営委員会を設置し、組織及び運営に関し

必要な協議を行うものとする。

- 2 運営委員会は別紙2に掲げる委員をもって構成する。
- 3 運営委員会で協議が調った事項については、協議会の構成員はその結果に基づき、必要な協力を行わなければならない。

(会議)

第6条 協議会及び運営委員会は、必要に応じ事務局が招集する。

- 2 協議会及び運営委員会は、事務局の判断により、書面その他の簡易な方法により開催することができる。
- 3 事務局が必要があると認めるときは、構成員以外の者に協議会及び運営委員会への出席を求め、説明又は意見を聴取できる。

(決議)

第7条 協議会は、第3条第7号に規定する自粛要請その他の事務局が特に必要と認める事項に関して、構成員又は事務局により発議された決議案を、構成員による有効投票数の半数以上の賛成を得て決議することができる。議決権の割り当ては、別途定める。

(事務局)

第8条 協議会及び運営委員会の事務は、国土交通省物流・自動車局自動車整備課が行う。なお、事務の円滑な運営のため、地方運輸局及び沖縄総合事務局を事務局の地方窓口とする。

(入会、退会等)

- 第9条 協議会の構成員となろうとする育成就労実施者等は、事務局の定める様式により、届出を行うものとする。
- 2 育成就労実施者等は、前項の届出事項のうち事務局が指定する事項について変更がある場合、事務局の定める様式により、変更の届出を行うものとする。
 - 3 事務局は、第1項又は第2項の届出を受理した場合、育成就労実施者等に対して、その旨を書面にて回答するものとする。
 - 4 事務局は、既に構成員となっている育成就労実施者等の求めがあつた場合には、当該育成就労実施者等が協議会の構成員であることを証明する書面を発行することができる。
 - 5 育成就労外国人の受入れを終了した等の理由により協議会の構成員でなくなった育成就労実施者等は、事務局が定める様式により、届出を行うものとする。

(雑則)

- 第10条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は別において定める。
- 2 協議会開催に係る諸謝金等の支払いについては、別紙1第1号に掲げる者を除き行わな

い。

附 則

この規約は、令和8年8月13日より施行する。

自動車整備分野育成就労協議会構成員

- 一 有識者
- 二 自動車整備分野に係る育成就労実施者（育成就労実施者になろうとする者を含む。）
- 三 自動車整備分野に係る監理支援機関
- 四 自動車整備事業者団体
- 五 試験実施機関
- 六 外国人技能実習機構（外国人育成就労機構が設立されたとき以降は外国人育成就労機構）
- 七 警察庁
- 八 出入国在留管理庁
- 九 外務省
- 十 厚生労働省
- 十一 国土交通省

自動車整備分野育成就労協議会運営委員会構成員

- 一 自動車整備事業者団体
- 二 試験実施機関
- 三 外国人技能実習機構（外国人育成就労機構が設置されたとき以降は外国人育成就労機構）
- 四 警察庁
- 五 出入国在留管理庁
- 六 外務省
- 七 厚生労働省
- 八 国土交通省